

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」
連絡区分 に係る連絡（平成19年5月分）について

本日、北陸電力(株)から、連絡基準に係る覚書連絡区分（保守情報として連絡することが適当なもの）に該当する事象の平成19年5月分の連絡があった。

連絡のあった事象は、以下のとおり2件。いずれも能登半島地震による影響確認のため、点検していたところ、発見されたものであり、安全上問題となるものではない。

県では、立入調査により復旧、修繕状況の確認を行っていくこととしている。

参考) 北陸電力HP <http://www.rikuden.co.jp/mreport/index.html>

発生日	件名	事象の概要
5月19日	志賀2号機 気水分離器 ¹ 仮 置用の脚の曲がり について	志賀2号機において、能登半島地震の影響を確認するため、蒸気乾燥器・気水分離器の仮置き用プール内を点検していたところ、気水分離器の仮置き用の脚4本全てが内側に曲がっていることを確認した。曲がり地震の影響により発生したものと考えられ、気水分離器の機能上問題はない。今後、曲がりを修正する。
5月25日	志賀2号機 発電機軸受シールケ- スの油切り ² の変 形について	志賀2号機において、能登半島地震の影響を確認するため、発電機の軸受の分解点検を実施したところ、軸受に取り付けられている部品（シールケ-スの油切り）が変形していることを確認した。変形は、地震の影響により発生したものと考えられる。変形した部品は、今後、新品に取り替える。

¹気水分離器：原子炉から発生した蒸気は水分を多く含んでおり、この蒸気から水分を取り除く装置。蒸気は、更に蒸気乾燥機で水分が除かれ、タービンに送られる。

²シールケ-スの油切り：発電機冷却用の水素ガスが外に漏れないよう、軸受部の油で隙間を密封している。この油が、発電機側に流れてこないようにしている部品。

平成19年6月8日
原子力安全対策室
県庁内線 4234
直 通 076(225)1465